



2015年5月14日

各位

会社名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表者 取締役社長 鈴木 篤
(コード番号：8242 東証第1部)
問い合わせ先 広報部長 高橋 正明
(TEL 06-6367-3181)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月24日開催予定の当社第96期定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員^①の範囲が変更されたことに伴い、当社定款第29条(取締役の責任免除)および第37条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更案及び現行定款は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、 <u>社外</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役 ^② の責任免除) 第37条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役 ^② の責任免除) 第37条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2015年6月24日(水曜日)
定款変更の効力発生日 2015年6月24日(水曜日)

以 上